

都内中小企業者の新規性の高い優れた
新商品等を募集します！

募集

平成 29 年度
東京都
トライアル
発注認定制度



【東京都トライアル発注認定制度（新事業分野開拓者認定制度）とは】
都内中小企業の新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）の普及を支援するため、
東京都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、
その一部を試験的に購入し評価する制度です。

詳細は裏面参照

募集締切 平成 29 年 4 月 7 日 金



東京都産業労働局

東京都トライアル発注認定制度(新事業分野開拓者認定制度)の概要

対象

都内中小企業者が生産・提供する、平成24年2月以降平成29年2月までに販売を開始した物品及び役務(以下「新商品等」という。)

- ※ 食品衛生法で規定する食品、薬機法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの、建設工事等における工法・技術、肌に塗布するものは対象となりません。
- ※ 認定対象者は都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者です。
- ※ 過去に申請した同一商品については、再申請を行うことはできません。ただし当該商品に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は申請することができます。

認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の(1)～(4)のいずれにも適合することが要件です。東京都が設置する審査会において書類審査、面接審査等を行い、認定基準を満たしているか判定します。

- (1) 新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- (2) 新商品等が技術の高度化や生産性の向上、あるいは都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3) 新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- (4) 新商品等が、東京都の機関において用途が見込まれるものであること

認定を受けると・・・

- ・東京都のホームページ等で認定商品をPRします。
- ・認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入することができます。
- ・認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価します。

- ※ 平成29年度認定商品の認定期間は、認定を通知した日から平成32年3月31日までです。
- ※ 認定した新商品等の品質等を東京都が保証するものではありません。また、その購入・借入を約束するものではありません。

申請方法

申請書及び添付書類を作成の上、下記提出先まで郵送してください。【4月7日(金)必着】

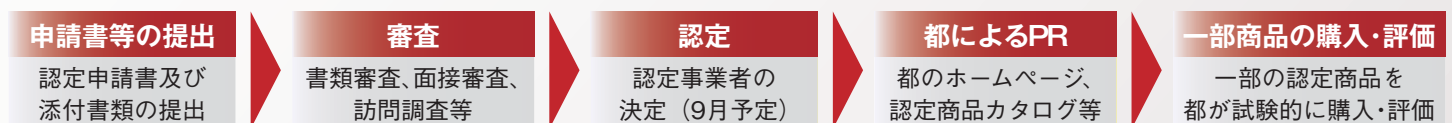
申請書及び募集要項

東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。 [東京都トライアル](#) 検索 ←
URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/sougyou/trial/>

提出先・お問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階中央 TEL 03-5320-4694
東京都産業労働局商工部創業支援課技術振興担当

認定及び購入・評価の流れ



※掲載商品は平成28年度認定商品です。

